

留意事項

【支給対象者について】

○ 支給対象者は、平成27年1月1日において、以下の条件を満たした方です。

- ① 足寄町の住民基本台帳に記録されている方（※）
- ② 平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されない方

ただし、以下の場合は対象外です。

- ・あなたを扶養している方が課税される場合
- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・中国残留邦人等に対する支援給付の受給者である場合
- ・国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者である場合
- ・ハンセン病療養所非入所者給与金（援護加算分）の受給者である場合

※下記に該当する方は、扶養関係に関わらず臨時福祉給付金の支給対象となる可能性があります。

詳細は、足寄町の窓口にお問い合わせください。

- ・配偶者からの暴力を理由に避難されており、現在足寄町にお住まいの方（DV被害者）
- ・児童福祉施設に入所している児童等で、現在足寄町にお住まいの方
- ・障害者や高齢者で虐待を受け、入所等の措置が採られている方で、平成27年1月1日時点の住民票所在市区町村が足寄町の方

○ 支給額は、支給対象者1人につき6千円です。

<外国人の方の場合>

- 短期滞在者及び不法滞在者については、支給の対象にはなりません。
- 臨時福祉給付金の申請日から30日を経過するまでの間に在留期間の満了日等が到来する方については、臨時福祉給付金の支給時に在留資格等を有することが確認できないため、在留期間の更新等を行ってから、臨時福祉給付金を申請してください。

<亡くなられた方の場合>

- 平成27年1月1日から支給決定がされる前の間に亡くなられた方については、支給の対象にはなりません。

<代理による申請・受給>

- 支給対象者に代わって申請・受給が行えるのは、次のいずれかの方となります。
（※申請のみの代理も可能）

- ① 平成 27 年 1 月 1 日時点での支給対象者の属する世帯の世帯構成者
- ② 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- ③ 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で足寄町長が特に認める方

【申請方法について】

○ 申請方法は、次の 3 種類です。

- ① 郵送申請方式：申請書を郵送により足寄町に提出し、指定の金融機関口座へ振込
- ② 窓口申請方式：申請書を足寄町の窓口に提出し、指定の金融機関口座へ振込
- ③ 窓口現金受領方式：申請書を郵送又は足寄町の窓口に提出し、窓口で現金を受領

○ 申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。

申請受付開始日

- ① 郵送申請方式 ： 8 月 4 日
- ② 窓口申請方式 ： 8 月 4 日
- ③ 窓口現金受領方式 ： 8 月 4 日

申請期限 ： 11 月 4 日必着 ※郵送申請方式の場合は、11 月 4 日付消印有効です。

【郵送申請方式・窓口申請方式の申請方法】

- 記入例を参考にして申請書に必要事項を記載し、郵送又は足寄町の窓口に提出してください。
- 申請書を提出される際は、次の書類を申請書の裏面に添付してください。

《本人確認書類》

- ・ 支給対象者の本人確認書類（写真付き住民基本台帳カード、運転免許証、旅券の写し、住民票の写し等）

※ 世帯で申し込まれる方は必ず支給対象者全員分の本人確認書類を添付してください。

※ 代理申請・受給を希望される場合は、支給対象者に加え、代理人の本人確認書類（必要に応じて代理関係を確認できる書類）も添付してください。

※ 外国人の方の本人確認書類は、在留資格等を確認する必要があるため、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書、仮滞在許可書、在留カード又は特別永住者証明書とみなされている外国人登録証明書のいずれかの写しとなります。

※ 施設入所等児童等の入所する施設の職員等が、支給対象者に代わり代理申請する場合は、代理申請を行う者の本人確認書類の他、施設名や施設設置者が確認できる書類の写し（措置決定通知書、代理申請者と施設との関係を証する書類、援助の実施を証明する書類等）も添付してください。

《振込先金融機関口座確認書類》

- ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※ 新規対象者、及び新規口座を希望する方のみ、添付が必要です。

※ 施設入所等児童等の入所する施設の職員等が、支給対象者に代わり代理申請する場合は、支給対象者それぞれの金融機関口座を確認できる書類の添付が必要です。

『一部の方が添付する確認書類』

※ほとんどの方は添付していただく必要はありませんが、下記の方のみ書類の添付が必要です。

《課税情報を確認する書類》

- ・ 申請者の扶養者が他市区町村に居住している方：申請者の扶養者の非課税証明書

○ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に以下のように記載されています。)をご記入ください。

※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ

『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』

【店名】〇〇〇(漢数字3桁)〇〇〇(読み方)

【店番】〇〇〇(数字3桁)【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇(数字7桁)』

※ 「記号(5桁)、番号(8桁)」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

○ 長期間使用していない口座の場合、振込ができないことがありますので、平素から使用されている口座をご利用ください。

○ 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

【窓口現金受領方式の申請方法】

- 記入例を参考に、申請書に必要事項を記載して、郵送又は足寄町の窓口へ提出してください。
- 窓口での現金による支給は、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込による支給が困難な方が対象となります。
- 窓口での現金の支給は、10月13日からとなります。

【〇市からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、足寄町から問合せを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは、絶対ありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに足寄町の窓口又は警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、臨時福祉給付金を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、足寄町が確認等を行った上でなお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。

- 臨時福祉給付金の支給後に支給対象者の要件に該当しなくなった方、又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた方に対しては、支給した臨時福祉給付金の返還を求めるものとします。
- 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供することはできません。
- ご不明な点がありましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

足寄町福祉課保健福祉室福祉担当

電話 : 0156-25-2141

(内線) 142・143・144